

国民健康保険税 第8期
住民税普通徴収 第4期



令和7年度税制大綱が閣議決定されました

あけましておめでとうございます。
令和6年12月27日に令和7年度の税制改正大綱が閣議決定しました。
今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

1. 基礎控除・給与所得控除の見直し

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」との方針に基づき、基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の見直しが行われます。

(国税)

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げます。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなります。
 - イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 58万円
 - ロ 合計所得金額が2,350万円を超え、2,400万円以下である個人 48万円
 - ハ 合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下である個人 32万円
 - ニ 合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下である個人 16万円

(注) 上記改正は、令和7年分以後の所得税について適用します。なお、公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。令和7年における所得税の超過額については、公的年金等の支払者から還付等をするための措置を講ずる予定です。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げます。
- (注) 上記改正は、令和7年分以後の所得税について適用します。なお、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

(3) 特定親族特別控除(仮称)(令和7年分以後の所得税について適用)

19歳から22歳までの大学生年代の子等(*)の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が、85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入します。

(*) 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

改正(前)		→	改正(後)	
親族等の合計所得金額	控除額		親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円		58万円超 85万円以下	63万円
			85万円超 90万円以下	61万円
			90万円超 95万円以下	51万円
			95万円超 100万円以下	41万円
			100万円超 105万円以下	31万円
			105万円超 110万円以下	21万円
			110万円超 115万円以下	11万円
			115万円超 120万円以下	6万円
48万円超	0円		120万円超 123万円以下	3万円



< 令和5年分の相続税申告状況は？ ・ ・ 国税庁が発表 >

課税割合(死亡者に対する相続税の申告件数)が9.9%に増加した!(前年9.6%)

国税庁は令和6年12月、令和5年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、4年分の150,858人から155,740人へと増加している。死亡者に対する課税割合は、4年分9.6%から5年分9.9%へと増加。

課税価格は4年の20兆6,840億円から21兆6,335億円へ、相続税額は4年の2兆7,989億円から5年の3兆53億円へと過去10年間で最高だった。

令和元年は減少傾向でしたが、令和2年分から増加に転じている。相続税に関する実地調査件数は、コロナ禍の影響で低水準となっているが、簡易な接触件数等が増加しており、今後も同様な傾向が続くのでは?

相続に関する、ご相談は事前に! 当事務所へ!